



2020年5月15日

各 位

東京都中央区日本橋兜町1番10号  
平和不動産株式会社  
代表取締役社長 土本清幸  
(コード番号8803)東京・名古屋市場第一部・福岡・札幌  
問合せ先 代表取締役常務執行役員 岩崎範郎  
TEL 03-3666-0182

## 公認会計士等の異動に関するお知らせ

当社は、2020年5月15日開催の監査役会において、金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項の監査証明を行う公認会計士等（会計監査人）の異動を行うことについて決議するとともに、同日付の取締役会決議にて、2020年6月24日開催予定の第100回定時株主総会に「会計監査人選任の件」を付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 異動予定年月日

2020年6月24日（第100回定時株主総会開催予定日）

#### 2. 就退任する公認会計士等の概要

##### (1) 就任する公認会計士等の概要

① 名称	有限責任 あずさ監査法人
② 所在地	東京都新宿区津久戸町1番2号
③ 業務執行社員の氏名	森本 洋平、羽生 博文
④ 日本公認会計士協会の上場会社 監査事務所登録制度における 登録状況	登録されております。

##### (2) 退任する公認会計士等の概要

① 名称	東陽監査法人
② 所在地	東京都千代田区神田美土代町7番地
③ 業務執行社員の氏名	小林 弥、安達 則嗣

#### 3. 2. (1) に記載する者を公認会計士等の候補者とした理由

監査役会が有限責任 あずさ監査法人を公認会計士等の候補者とした理由は、現任会計監査人の監査継続年数を考慮し、新たな視点による監査や助言、会計監査業務の効率化等が期待できること、監査法人の品質管理の一層の充実等を総合的に勘案し、適任と判断したためであります。

4. 退任する公認会計士等の就任年月日

1951年10月1日

5. 退任する公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書における意見等

該当事項はありません。

6. 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人である東陽監査法人は、2020年6月24日開催予定の第100回定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますが、当社はこれまで同監査法人から適切かつ妥当な会計監査を受けてきたと判断しております。

しかし、会計監査の充実に向けた努力が重ねられるなか、監査役会は、監査法人の品質管理等について客観的に把握する観点及び現任会計監査人による継続監査年数が長期に及んでいることに鑑み、「会計監査人の選定基準」及び「会計監査人の評価および再任の判断の基準」の見直しを行うとともに、継続監査期間10年ごとに再評価を行う「会計監査人再評価制度」（以下「本制度」という。詳細は下表参照。）を導入いたしました。

本制度は、現任会計監査人と他の監査法人とをこれまでの当社における監査実績等を考慮することなく比較評価する機会を定期的に設けることによって、同一監査法人の再任が継続するなかでは見えてこない部分を把握し、継続的に会計監査の実効性を高めようとするものであります。本制度の導入に当たっては複数の監査法人へのヒアリング等を実施し、その内容の充実を図るように努めました。

監査役会では、本制度に基づき、現任会計監査人を含む複数の監査法人に提案を求め質疑を行い、これらを比較検討いたしました。その結果、当社の経営や事業環境の特性に即し、新たな助言や会計監査業務の効率化等への期待を含め総合的に勘案し、会計監査人として有限責任あずさ監査法人の選任を内定いたしました。

「会計監査人再評価制度」の概要

	内容
① 実施時期	同一会計監査人の再任が10年間継続した場合（現任会計監査人である東陽監査法人の継続監査期間は68年間）
② 実施方法	「会計監査人の選定基準」に基づき、現任会計監査人と複数の監査法人を比較し、その有効性等について比較検証を行う。
③ 次期会計監査人	②の比較検証により最適と判断された監査法人に委嘱する。
④ 今後の運用	本制度実施後は「会計監査人の評価および再任の判断の基準」に基づき評価を行い、每期再任の可否を判定する。10年間同一監査法人の再任が継続した場合、改めて本制度を運用する。

7. 6. の理由及び経緯に対する意見

(1) 退任する公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

(2) 監査役会の意見

妥当であると判断しております。

以上